

議案第21号

葛飾区保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行による児童福祉法の改正を踏まえ、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区保育所の設置等に関する条例（昭和36年葛飾区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「に欠ける」を「を必要とする」に改める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。